

指標の算式

実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
・ 繰上充用額 = 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- 標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額 = (イ + ロ) - (ハ + ニ)
イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金 = イ + ロ + ハ + ニ + ホ
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額(イからチまでの合計額)
イ 一般会計等の地方債現在高
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額

- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 設立した一定の法人の負債の額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額 = イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

資金不足比率

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

- 資金不足額
 - ・法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 - ・法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高) - 解消可能資金不足額
 - 解消可能資金不足額・・・事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- 事業の規模
 - ・法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 - ・法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額